

# 国立大学法人東京医科歯科大学実験動物センター利用 に関する細則

〔平成21年1月21日  
制 定〕

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学実験動物センター（以下「実験動物センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実験動物センターの利用)

第2条 実験動物センターは本学の職員、学生等について、次の各号の一に該当する場合に限り、利用できるものとする。

- 一 動物実験を主体とした研究及び教育に利用する場合
- 二 実験動物の生産、開発、系統保存及び飼育管理を行うために利用する場合
- 三 その他実験動物センターの長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(利用の申請)

第3条 実験動物センターを利用する場合には、所定の利用申請書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第4条 センター長は、前条の申請があったときは、当該利用が適当であると認めるもの限り、許可するものとする。

(変更の届出)

第5条 センター長に利用申請を提出した者で、実験動物センターの利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、利用申請に記載した事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、速やかにセンター長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の利用の許可を取り消し、又は、実験動物センターの利用を一定期間停止することができる。

- (1) 実験動物センターの運営に支障を生じさせたとき。
- (2) この細則又は許可条件に違反したとき。
- (3) 動物実験に係る法令、指針等に違反したとき。

(利用状況の報告)

第7条 センター長は、必要に応じ、利用者に対し、利用状況の報告を求めることができる。

2 利用者は、実験動物センターを利用した研究等の成果について、論文等により公表するときは、当該論文等にその旨を明記しなければならない。

(利用者の義務)

- 第8条 利用者は、施設及び機器等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
- 2 利用者の故意又は過失により、施設及び機器等を滅失し、毀損し、又は汚染したときは、その損害に相当する経費を弁償しなければならない。

(経費の負担)

- 第9条 利用者は、施設の利用に当たり、別に定める経費を負担するものとする。

(雑則)

- 第10条 この細則に定めるもののほか、実験動物センターの利用に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成21年1月21日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年9月24日制定）抄

- 1 この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日制定）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。